インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に係る処分基準の改定概要

１　改定の主な理由

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成２０年政令第３４６号。以下「施行令」という。）の一部が改正され、施行令第１条に規定されている「児童の健全な育成に障害を及ぼす罪」の一部が次のとおり改正及び追加されたことに伴い、処分基準の改定を行うもの

（１）職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）第６３条第１号及び第２号に規定する罪の改正

（２）特定複合観光施設区域整備法（平成３０年法律第８０号）第２３７条第１項第６号に規定する罪の追加

（３）性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和４年法律第７８号）第２０条若しくは第２１条に規定する罪又はこれらの罪に係る同法第２２条第１項に規定する罪の追加

２　改定内容

処分基準の別紙「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく事業停止命令の基準」の別表に、前記１（１）から（３）までに掲げる罪に関する項目を改正及び追加するもの

３　対象となる処分基準

（１）インターネット異性紹介事業の停止命令（第１４条第１項）

（２）インターネット異性紹介事業の停止命令（第１５条第２項第２号）

４　施行日

令和５年２月１日